

令和7年度3. 11キャンドルナイト催行業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、令和7年度3. 11キャンドルナイト催行業務委託において、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、委託契約候補者を決定する際の手続について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度3. 11キャンドルナイト催行業務

(2) 業務仕様

別紙仕様書(案)のとおり

なお、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して仕様書を確定します。

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和8年3月25日(水)までの期間

(4) 委託費の上限

1, 700, 000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者(以下「プロポーザル参加者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たしている者とします。

- (1) 本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている団体若しくは申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生法手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続の開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申し立てをされていない者であること。
- (5) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (6) 募集開始の日からプロポーザル審査会の日までに福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはそ

の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と認められる者。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(8) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者若しくはその統制の下にある団体でないこと。

(9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(10) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(11) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加資格制限中(国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。)の者でないこと。

4 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式等については、福島県いわき地方振興局のホームページからダウンロードし、入手してください。

なお、福島県いわき地方振興局の窓口又は郵送等での配付は行いません。

5 質問の受付

質問については、以下により受け付けます。

なお、本プロポーザルについては、事業説明会は実施しませんので、募集要領及び仕様書等を熟読願います。

(1) 受付期間

令和7年12月5日(金)正午まで(必着)

(2) 質問方法

質問書(第1号様式)により、「11 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先(以下、「提出先」という。)」に電子メール又はFAXにより質問してください。業務名は「令和7年度3.11キャンドルナイト催行業務」とし、電子メール・FAXともに、電話で質問書を送付した旨を連絡してください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位及びその他正当な権利を害するおそれのあるものを除き、福島県いわき地方振興局のホームページに令和7年12月10日(水)ま

でに掲載します(個別の回答は行いません。)

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「令和7年度3.11キャンドルナイト催行業務委託公募型プロポーザル参加申込書(以下、「参加申込書」という。)」(第2号様式)を提出先まで提出してください。

なお、参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和7年12月12日(金) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日(祝日を除く。)の8時30分から17時までとします。

(3) その他

参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書の提出を行った上で、企画提案書等を次の提出期限までに提出先まで提出してください。

(1) 提出期限

令和7年12月22日(月) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日(祝日を除く。)の8時30分から17時までとします。

(3) 提出書類

ア 企画提案書及び行程表(様式任意。ただし、表紙を除いた日本工業規格A4版10ページ以内とする。)

イ 事業経費積算書(様式任意。ただし、日本工業規格A4版とする。)

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類

エ 会社概要(第3号様式)

オ 業務実施体制書(第4号様式)

カ 担当者経歴書(第5号様式)

キ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。)

ク 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)(法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。)

(4) 企画提案書の内容

企画提案書において、仕様書に記載されている各業務の効果的かつ円滑な実施に向

けた具体的な実施方法について提案すること。

(5) 提出部数

ア～カ 5部（正本1部、副本4部）／キ・ク 1部（正本1部）

8 提出書類についての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に重大な不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本募集要領に違反すると認められる場合
- キ その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書を提出することはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ・企画提案書を提出した後に提案を追加することは認めません。
- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ・提出された企画提案書等は、返却しません。
- ・委託費の上限額を超える提案は、無効とします。
- ・提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる参加者からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、委託契約候補者（単独随意契約の予定者）を選定します（審査基準は下記参照）。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日

令和7年12月24日（水） ※時間等詳細については、後日連絡します。

イ 会場

福島県いわき合同庁舎本庁舎4階中会議室

(住所 福島県いわき市平字梅本 1 5)

ウ 所要時間

1 者あたり 2 5 分間(1 5 分間事業提案の説明と 1 0 分間質疑応答を実施。)

エ 審査基準等

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力等	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	5
	・業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	5
	・本業務と類似の業務の受注実績等があるか。	5
企画提案・内容	・本事業の目的や業務内容を理解した内容となっているか。	15
	・点灯するキャンドルの配置は、来場者への効果的な演出と動線を意識した配置及び配置方法になっているか。	20
	・復興祈念、風化防止、防災への啓発等を目的とした、学生と連携した取組が提案されているか。	20
	・集客のための効果的な取組が提案されているか。	20
その他	・業務経費は適正であるか。	10
合計		100

(3) 委託契約候補者の選定

各審査委員は、審査委員ごとに評価点を算出し、全審査委員の合計得点の最も高かった者を委託契約候補者（単独随意契約の予定者）とします。なお、委託契約候補者となる者については、本プロポーザルへの参加者数によらず、全審査委員の評価点の平均が 6 0 点以上であることを条件とします。

(4) 通知等

ア 審査結果の通知

審査結果は、本プロポーザル参加者全員に書面にて速やかに通知します。

また、委託契約候補者名及び全ての本プロポーザル参加者の評点(委託契約候補者以外は参加者名を伏せた形（例：A 社）で評点を公表)について、福島県いわき地方振興局ホームページにて公表します。

イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、審査結果通知日の翌日から起算して 2 週間（土曜日及び日曜日、祝日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

また、その回答は、書面による請求書が到達した日から起算して 1 0 日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び委託契約候補者の審査基準に

定める各審査項目の配点」を公表するものとします。

(5) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した委託契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は委託契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は予定価格を超えないものとします。

ウ 契約保証金について

福島県財務規則第 228 条によります。ただし、福島県財務規則第 229 条に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができるものとします。

エ その他

委託契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は委託契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

10 主なスケジュール

項目	日程
公募開始	令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）
質問受付期間	令和 7 年 1 2 月 5 日（金）正午まで
質問回答	令和 7 年 1 2 月 1 0 日（水）
参加申込書提出期間	令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金）17 時まで
企画提案書提出期間	令和 7 年 1 2 月 2 2 日（月）17 時まで
審査会（プレゼンテーション）実施	令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）
審査結果通知	令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）以降
委託契約締結	令和 8 年 1 月上旬以降

11 問合せ先及び質問書、参加申込書、企画提案書等の提出先

〒970-8026 福島県いわき市平字梅本 1 5 番地

福島県いわき地方振興局 復興支援・地域連携室（担当 渡辺（龍））

電話：0246-24-6253 FAX：0246-24-6019

E-mail：iwaki.chiikirenkei@pref.fukushima.lg.jp